

山梨県公報

号外第十五号

平成二十一年

三月二十七日

金 曜 日

目 次

条 例

関係法令の改廃等に伴う条例の整理及び適用対象の消滅による条例の廃止に関する条例	六
山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例	七
地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例	九
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〇
山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	一
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例	一
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	二
山梨県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例	三
山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例	三
山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	三
山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例	四
山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例	四
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	四
山梨県県民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	五
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例	五
山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	六
山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例	六
山梨県景観条例の一部を改正する条例	七
山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例	八
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	八
山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二一

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	一一
山梨県立農業大学の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例	一一

条例のあらまし

関係法令の改廃等に伴う条例の整理及び適用対象の消滅による条例の廃止に関する

条例(条例第七号)(私学文書課)

1 次の条例について規定の整理を行うこととした。

(一) 建築士法第十条第二項による参考人に対する費用弁償条例

(二) 山梨県立甲陽学園設置条例

(三) 山梨県風致地区条例

(四) 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例

(五) 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(六) 山梨県職員の育児休業等に関する条例

(七) 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例

(八) 山梨県行政手続条例

(九) 山梨県の事務処理の特例に関する条例

(十) 山梨県手数料条例

(十一) 山梨県理容師法施行条例

(十二) 山梨県美容師法施行条例

(十三) 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例

(十四) 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例

2 次の条例を廃止することとした。

(一) 山梨県高度技術工業開発地域における県税の特別措置に関する条例

(二) 山梨県特定事業集積促進地域における県税の特別措置に関する条例

(三) この条例は、公布の日から施行することとした。

1 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例(条例第八号)(障害福祉課)

2 障害者自立支援法第五条第十二項の障害者支援施設を設置することとした。

3 障害者支援施設の施設の名称、位置及び業務を次のとおりとすることとした。

(一) 山梨県立梨の実寮

(2) 名称 山梨県立梨の実寮

(3) 位置 南アルプス市

(i) 知的障害者及び通知児童に対し、次の事業に関する業務

<p>ア 生活介護を行う事業</p> <p>イ 施設入所支援を行う事業</p> <p>ウ 就労移行支援を行う事業</p> <p>エ 就労継続支援を行う事業</p> <p>(二) 知的障害者及び障害者に対し、短期入所を行う事業に関する業務</p> <p>(1) 山梨県立あさひワークホーム</p> <p>(2) 名称 山梨県立あさひワークホーム</p> <p>(3) 位置 韮崎市</p> <p>(3)(2)(1) 業務 身体障害者及び通知児童に対し、次の事業に関する業務</p> <p>(i) 施設入所支援を行う事業</p> <p>(ii) 就労移行支援を行う事業</p> <p>(iii) 就労継続支援を行う事業</p> <p>(三) 山梨県立あさひワークホーム 成人寮</p> <p>(1) 名称 山梨県立あさひワークホーム 成人寮</p> <p>(2) 位置 韮崎市</p> <p>(3)(2)(1) 業務</p> <p>(i) 身体障害者及び通知児童に対し、次の事業に関する業務</p> <p>ア 生活介護を行う事業</p> <p>イ 施設入所支援を行う事業</p> <p>ウ 自立訓練を行う事業</p> <p>(ii) 身体障害者、知的障害者及び障害児に対し、短期入所を行う事業に関する業務</p> <p>3 梨の実寮、あさひワークホーム及びあさひワークホームの医療福祉センター成人寮（以下、「梨の実寮等」という。）の効果的かつ効率的な管理を図るため、指定管理者及び利用料金を定めることとした。</p> <p>(一) 指定管理者制度の導入</p> <p>(1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。</p> <p>(i) 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>(ii) 指定管理者の指定の手続</p> <p>(二) 利用料金制度の導入</p> <p>(1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。</p> <p>(2) 梨の実寮等を利用した者は、障害者自立支援法により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定管理者が定めた額の合計額を利用料金として</p>	<p>納付しなければならないこととした。</p> <p>(3) 利用料金の減免について定めることとした。</p> <p>(三) 事業報告書の作成及び提出</p> <p>4 次の条例を廃止することとした。</p> <p>(一) 山梨県立梨の実寮設置及び管理条例</p> <p>(二) 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例</p> <p>(三) 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例</p> <p>5 この条例による廃止前の山梨県立梨の実寮設置及び管理条例、山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例及び山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例により指定されている指定管理者は、この条例により指定された指定管理者とみなすこととした。</p> <p>6 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例（条例第九号）（県立病院経営企画室）</p> <p>1 地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとした。</p> <p>2 委員会は、委員五人以内をもって組織することとした。</p> <p>3 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとした。</p> <p>4 委員の任期は、二年とすることとした。</p> <p>5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。</p> <p>6 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。</p> <p>7 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。</p> <p>8 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することとした。</p> <p>9 その他必要な事項を定めることとした。</p> <p>10 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）（市町村課）</p> <p>1 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法律に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。</p>
---	--

- (一) 地方自治法
児童福祉法
土地改良法
採石法
母子及び寡婦福祉法
母子保健法
砂利採取法
騒音規制法
悪臭防止法
公有地の拡大の推進に関する法律
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
国民生活安定緊急措置法
振動規制法
浄化槽法
不動産登記法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (二) その他規定の整備を行うこととした。
- (三) この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。
- (四) 山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（県民生活課）
- (五) 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の社員の表決権の行使に係る電磁的方法を定めることとした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- (六) 山梨県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（人事課）
- (七) 1 警察官の定数を千六百十人から千六百二十人に引き上げることとした。
2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。
- (八) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（人事課）
- (九) 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行にかんがみ、職員が裁判員として裁判所に出頭する場合は、特別休暇の対象とすることとした。
2 この条例は、平成二十一年五月二十一日から施行することとした。
- (十) 山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（財政課）
- (十一) 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、別表第二の次の手数料の額を改めることとした。

- (一) 二級建築士又は木造建築士の試験手数料 一万六千九百円（改正前 一万五千円）
- (二) 教育職員免許法等の一部改正にかんがみ、別表第二に次の手数料を定めることとした。
- (一) 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料 三千三百円
教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間延長手数料 二千円
教育職員の更新講習修了確認手数料 三千三百円
教育職員の修了確認期限延期手数料 二千円
教育職員の更新講習受講免除手数料 三千三百円
教育職員の免許状更新講習手数料 一時間につき千円
- (三) 介護保険法の一部改正等にかんがみ、別表第二の手数料について次の改正を行うこととした。
- (一) 次の手数料を定めることとした。
介護支援専門員再研修手数料 一万五千元
介護支援専門員更新研修手数料 一万五千元
- (二) 次の手数料の額を改めることとした。
イ 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の業務に従事した経験を有しない者 一万五千元（改正前 一万円）
エ 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の業務に従事した経験を有する者 一万円（改正前 一万円）
- (四) 介護サービス情報の公表制度における調査事務等の見直しにかんがみ、別表第二の次の手数料の額を改めることとした。
(一) 介護サービス情報調査手数料（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。） 一万四千元（改正前 三万千円）
(二) 介護サービス情報調査手数料（一）に掲げるものを除く。 二万円（改正前 三万円）
- (五) 3 (一)の手数料を指定研修実施機関の収入とすることとした。
その他規定の整備を行うこととした。
- (六) この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。
- (七) 山梨県火災類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（消防防災課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の手数料の額を改めることとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

1 火薬類保安責任者試験手数料 一万七千円（改正前 一万二千元）

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

1 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（消防防災課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の手数料の額を改めることとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

1 高圧ガス製造保安責任者試験手数料

(一) 高圧ガス製造保安責任者試験手数料

(1) 乙種化学責任者 九千円（改正前 一万円）

(2) 丙種化学責任者 八千四百円（改正前 九千四百円）

(3) 乙種機械責任者 九千円（改正前 一万円）

(4) 第二種冷凍機械責任者 九千円（改正前 一万円）

(5) 第三種冷凍機械責任者 八千四百円（改正前 九千四百円）

(二) 高圧ガス製造保安責任者試験手数料（オンライン申請をした場合）

(1) 乙種化学責任者 八千五百円（改正前 九千五百円）

(2) 丙種化学責任者 七千九百円（改正前 八千九百円）

(3) 乙種機械責任者 八千五百円（改正前 九千五百円）

(4) 第二種冷凍機械責任者 八千五百円（改正前 九千五百円）

(5) 第三種冷凍機械責任者 七千九百円（改正前 八千九百円）

(三) 高圧ガス販売主任者試験手数料

(1) 第一種販売主任者 七千六百円（改正前 八千五百円）

(2) 第二種販売主任者 六千円（改正前 六千七百円）

(四) 高圧ガス販売主任者試験手数料（オンライン申請をした場合）

(1) 第一種販売主任者 七千五百円（改正前 八千円）

(2) 第二種販売主任者 五千五百円（改正前 六千二百円）

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

1 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（消防防災課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の手数料の額を改めることとした。

(一) 液化石油ガス設備士試験手数料 二万七千円（改正前 二万三千元）

(二) 液化石油ガス設備士試験手数料（オンライン申請をした場合） 二万二千元（改正前 二万二千五百円）

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

1 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（衛生業務課）

1 薬事法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 次の手数料を廃止することとした。

i 医薬品の販売先等変更許可申請手数料

ii 医薬品の販売先等変更許可証書換え交付手数料

iii 医薬品の販売先等変更許可証再交付手数料

(二) その他規定の整備を行うこととした。

2 1 (一) i 及び ii の手数料について、卸売販売業の許可の残存期間に限り効力を有することとした。

3 この条例は、平成二十一年六月一日から施行することとした。

1 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（職業能力開発課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、技能検定手数料について実技試験の区分を廃止し、手数料の額を改めることとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

1 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（警察本部会計課）

1 道路交通法の一部改正に伴い、別表第六の手数料について、次の改正を行うこととした。

(一) 次の手数料を定めることとした。

(二) 認知機能検査員講習手数料 講習二十分について三百五十円

(二) 次の表の上欄に掲げる手数料について、中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

講習手数料（小型特殊自動車免許以外の講習）	講習一時間について	五千八百円（認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、五千三百五十円）
-----------------------	-----------	---

講習手数料（小型特殊自動車免許のみを講習）	講習一時間について	二千三百五十円
-----------------------	-----------	---------

1 県営住宅等に共同施設として駐車場を設置するため、駐車場の管理について、次のとおり定めることとした。

- (一) 駐車場の使用資格者について定めることとした。
 - (二) 駐車場の使用者の義務について定めることとした。
 - (三) 駐車場の使用料について定めることとした。
 - (四) 駐車場の管理については、管理委託を受けた者又は指定管理者が行うこととした。
 - (五) その他駐車場の管理について定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（学術文化財課）

- 1 教育委員会の権限に属する事務のうち市町村に移譲した文化財保護法等に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（義務教育課）

- 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行にかんがみ、学校職員が裁判員として裁判所に出頭する場合は、特別休暇の対象とすることとした。
 - 2 この条例は、平成二十一年五月二十一日から施行することとした。
- 山梨県立農業大学の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例（条例第三十号）（農業技術課）
- 1 農業大学の再編の完了に伴い、山梨県立農業大学の設置及び管理に関する条例を廃止することとした。
 - 2 専門学校山梨県立農業大学設置及び管理条例について学校の位置を改めることとした。
 - 3 この条例は平成二十一年四月一日から施行することとした。

条 例

関係法令の改廃等に伴う条例の整理及び適用対象の消滅による条例の廃止に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七号

関係法令の改廃等に伴う条例の整理及び適用対象の消滅による条例の廃止に関する条例

（建築士法第十条第二項による参考人に対する費用弁償条例の一部改正）

第一条 建築士法第十条第二項による参考人に対する費用弁償条例（昭和二十五年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

建築士法第十条第三項の参考人に対する費用弁償条例
第一条中「第十条第二項に定める」を「第十条第三項の」に改める。

（山梨県立甲陽学園設置条例の一部改正）

第二条 山梨県立甲陽学園設置条例（昭和二十九年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十条」を「第三十六条」に改める。
（山梨県風致地区条例の一部改正）

第三条 山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は甲府市の機関」を「、甲府市又は山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の規定に基づきこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この項において「特例市町村」という。）の機関」に、「同じ」を「、国等の機関」というに改め、「（甲府市）の下に」と及び「特例市町村」を加え、「、甲府市」を「、当該市町村」に、「当該国、県又は甲府市」を「当該国等」に改める。

（山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部改正）

第四条 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例（昭和四十九年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。
五 財団法人山梨みどり奨学会（昭和四十四年五月一日に財団法人山梨みどり奨学会という名称で設立された法人をいう。）の奨学金の貸与を受けていない者であらう。

（山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第五条 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十二号第四号」を「第二十二号第五号」に改める。

（山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第六条 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を

次のように改正する。

第十六条中「育児短時間勤務」を「短時間勤務」に改める。

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「及び大泉町並びに北巨摩郡小淵沢町」を「、大泉町及び小淵沢町」に改める。

(山梨県行政手続条例の一部改正)

第八条 山梨県行政手続条例(平成七年山梨県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「留置場(県警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)」を「留置施設」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第九条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十一の二の項八中「第三十一条の二第二項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八」に改め、同項二中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二」に改め、同項ホ中「第六十二条の三第四項第十四号八」を「第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同項ヘ中「第六十二条の三第四項第十五号二」を「第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

(山梨県手数料条例の一部改正)

第十条 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七十一の項及び七十三の項中「第三十六条の六第一項第一号」を「第三十六条の七第一項第一号」に改め、同表七十六の項中「第三十六条の六第一項第三号」を「第三十六条の七第一項第三号」に改める。

(山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部改正)

第十一条 次に掲げる条例の規定中「第七条第十九項」を「第八条第二十二項」に改める。

一 山梨県理容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十三号)第二条第二号

二 山梨県美容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十四号)第二条第二号

(山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第十二条 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年山梨県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表七の項中「第十六条第五項」を「第十五条第六項」に改める。

第二十九条中「第三十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

(山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第十三条 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

(山梨県高度技術工業開発地域における県税の特別措置に関する条例及び山梨県特定事業集積促進地域における県税の特別措置に関する条例の廃止)

第十四条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山梨県高度技術工業開発地域における県税の特別措置に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第一号)

二 山梨県特定事業集積促進地域における県税の特別措置に関する条例(平成二年山梨県条例第四号)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日 山梨県知事 横内正明

山梨県条例第八号

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例

(設置)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)(第五十二条第二項の障害者支援施設(次条において「障害者支援施設」という。))を設置する。

(名称、位置及び業務)

第二条 障害者支援施設の名称、位置及び業務は、次のとおりとする。

名称	位置	業務
山梨県立梨の実寮	南アルプス市	一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者(十八歳以上である者に限る。以下この条において「知的障害者」という。)(及び児童福祉法(昭和二十二年

<p>山梨県立あさひワークホーム</p>	<p>韮崎市</p>	<p>年法律第六十四号)第六十三条の五の規定により障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であるとして児童相談所長が市町村長に通知した児童(以下この項において「通知児童」という。)に対し、法第五条第六項の生活介護(以下この条及び第六条第一項第一号において「生活介護」という。)を行う事業に関する業務</p> <p>二 知的障害者及び児童福祉法第四条第二項に規定する障害児(以下この条及び第六条第一項第二号において「障害児」という。)に対し、法第五条第八項の短期入所(以下この条及び第六条第一項第二号において「短期入所」という。)を行う事業に関する業務</p> <p>三 知的障害者及び通知児童に対し、法第五条第十一項の施設入所支援(以下この条及び第六条第一項第三号において「施設入所支援」という。)を行う事業に関する業務</p> <p>四 知的障害者及び通知児童に対し、法第五条第十四項の就労移行支援(以下この条及び第六条第一項第五号において「就労移行支援」という。)を行う事業に関する業務</p> <p>五 知的障害者及び通知児童に対し、法第五条第十五項の就労継続支援(以下この条及び第六条第一項第六号において「就労継続支援」という。)を行う事業に関する業務</p>
----------------------	------------	--

<p>山梨県立あさひの医療福祉センター 成人寮</p>	<p>韮崎市</p>	<p>下この項及び次項において「通知児童」という。)に対し、施設入所支援を行う事業に関する業務</p> <p>二 身体障害者及び通知児童に対し、就労移行支援を行う事業に関する業務</p> <p>三 身体障害者及び通知児童に対し、就労継続支援を行う事業に関する業務</p> <p>一 身体障害者及び通知児童に対し、生活介護を行う事業に関する業務</p> <p>二 身体障害者、知的障害者及び障害児に対し、短期入所を行う事業に関する業務</p> <p>三 身体障害者及び通知児童に対し、施設入所支援を行う事業に関する業務</p> <p>四 身体障害者及び通知児童に対し、法第五条第十三項の自立訓練(第六条第一項第四号において「自立訓練」という。)を行う事業に関する業務</p>
---------------------------------	------------	--

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に山梨県立梨の実寮、山梨県立あさひワークホーム及び山梨県立あさひの医療福祉センター成人寮(以下「梨の実寮等」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、梨の実寮等において次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 第二条に規定する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指

定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、梨の実察等の効用を発揮することができるものであること。
二 事業計画の内容が、梨の実察等の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、梨の実察等の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(利用料金)

第六条 梨の実察等を利用した者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該梨の実察等を利用した者は、法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額の合計額を利用料金として納付しなければならない。ただし、児童福祉法第二十一条の六、身体障害者福祉法第十八条、知的障害者福祉法第十五条の四又は同法第十六条第一項の規定による措置に係る者については、この限りでない。

一 生活介護を行う事業を利用した者
二 短期入所を行う事業を利用した者又は障害児の保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。）

三 施設入所支援を行う事業を利用した者

四 自立訓練を行う事業を利用した者

五 就労移行支援を行う事業を利用した者

六 就労継続支援を行う事業を利用した者

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第一項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、知事が同項各号に規定する者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第七条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 梨の実察等の業務に係る収支の状況

三 梨の実察等の利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、梨の実察等の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(山梨県立梨の実察設置及び管理条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 山梨県立梨の実察設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第八号）

二 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第三十号）

三 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第六号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の山梨県立梨の実察設置及び管理条例第七条第二項、山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例第六条第二項及び山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例第六条第二項の規定により指定されている指定管理者は、第五条第二項の規定により指定された指定管理者とみなす。

4 この条例の施行の日前の梨の実察等の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第九号

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一條第三項の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(臨時委員)

第四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可
否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

山梨県准看護

別表第一中 山梨県准看護師試験委員

を

地方独立行政
委員会の委員及

師試験委員

法人山梨県立病院機構評価委
び臨時委員

に改める。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「山梨市」を「都留市 山梨市」に、「甲斐市 笛吹市 甲州市」を「北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市」に、「道志村」を「道志村 西桂町」に改める。

第二条の表一の二の項中「山梨市」を「山梨市 大月市」に、「笛吹市 甲州市」を「笛吹市 上野原市 甲州市 中央市」に、「道志村」を「道志村 西桂町」に改める。

第一条の表一の三の項中「甲斐市」を「北杜市 甲斐市」に改める。
第一条の表六の二の項中「山梨市」を「山梨市 大月市」に、「甲斐市」を「北杜市 甲斐市」に、「甲州市」を「甲州市 中央市」に、「富士河口湖町」を「富士河口湖町 丹波山村」に改める。

第二条の表十の二の項中「甲州市」を「甲州市 市川三郷町」に改める。
第二条の表十五の四の項中「南アルプス市」を「韮崎市 南アルプス市 北杜市 笛吹市 甲州市 諏沢町 西桂町」に改める。

第二条の表十五の六の項中「甲府市」を「甲府市 都留市」に、「増穂町」を「増穂町 諏沢町」に、「昭和町」を「昭和町 道志村 鳴沢村 小菅村 丹波山村」に改める。

第一条の表十六の二の項中「甲州市」を「甲州市 市川三郷町」に改める。

第二条の表十六の三の項及び十九の三の項中「笛吹市」を「甲州市」に改める。

第二条の表十九の四の項中「甲州市」を「甲州市 市川三郷町」に改める。

第二条の表二十の項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第二条の表二十の二の項及び二十一の二の項中「山梨市」を「山梨市 葦崎市」に

「甲斐市」を「北杜市 甲斐市」に、「甲州市」を「上野原市 甲州市 中央市」に、

「昭和町 忍野村」を「早川町 昭和町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 富士河

口湖町 小菅村 丹波山村」に改める。

第二条の表二十一の三の項中「笛吹市」を「甲州市」に改める。

第二条の表二十一の五の項中「甲州市」を「甲州市 道志村」に改める。

第二条の表二十二の六の項中「甲府市」を「甲府市 山梨市」に、「甲州市」を「甲

州市 市川三郷町」に改める。

第二条の表二十二の八の項中「山梨市」を「山梨市 大月市」に、「山中湖村」を

「甲斐市 甲州市 中央市 市川三郷町 山中湖村 丹波山村」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)(第二条の表一の項、一の二の項、一の三の項、十の二の項、十五の四の項、十六の二の項、十六の三の項、十九の三の項、十九の四の項、二十一の三の項、二十一の五の項及び二十二の八の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の前日に当該法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項、一の二の項、一の三の項、十の二の項、十五の四の項、十六の二の項、十六の三の項、十九の三の項、十九の四の項、二十一の三の項、二十一の五の項及び二十二の八の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十一号

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山梨県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(社員の表決権の行使に係る電磁的方法)

第二条の二 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

附則

一 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより畫面を作成することができるものでなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十二号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一、六一〇人」を「一、六二〇人」に、「一、九二一人」を「一、九三一人」に改める。

附則第三項中「千六百二十五人」を「千六百三十五人」に改める。

附則
この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十三号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十四号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例
山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一の二十の項中、「一万五千元」を「一万六千九百元」に改める。
別表第二の三十四の項中、「基づく普通免許状の授与」の下に、「又は同法第五条の第二三項の規定に基づき免許状（普通免許状に限る。）への新教育領域の追加の定め」を加え、「教育職員の普通免許状の授与手数料」を「教育職員の普通免許状の授与等手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

三十四の一 教育職員免許法第九条の二第一項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料	三千三百円
三十四の三 教育職員免許法第九条の二第五項の規定に基づく普通免許状又は特別	教育職員の普通免許状又は特別	二千元

許状又は特別免許状の有効期間の延長
免許状の有効期間延長手数料

三十四の四 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項及び第三項第三号の規定に基づく更新講習修了確認
教育職員の更新講習修了確認手数料
三千三百円

三十四の五 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第四項の規定に基づく修了確認期限の延期
教育職員の修了確認期限延期手数料
二千元

三十四の六 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第五項の規定に基づく更新講習受講の免除
教育職員の更新講習受講免除手数料
三千三百円

三十四の七 教育職員免許法第九条の三第一項の規定に基づく免許状更新講習の実施
教育職員の免許状更新講習手数料
一時間につき千円

別表第二の三十五の項中、「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同表三十六の項中、「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、「基づく臨時免許状の授与」の下に「又は同法第五条の二第三項の規定に基づき免許状（臨時免許状に限る。）への新教育領域の追加の定め」を加え、「教育職員の臨時免許状の授与手数料」を「教育職員の臨時免許状の授与等手数料」に改め、同表百六十八の項の次に次のように加える。

百六十八の二 介護保険法第六十九条の七第二項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者の再研修の実施	介護支援専門員再研修手数料	一万五千元
--	---------------	-------

別表第二の百六十九の項中、「介護支援専門員証更新研修手数料」を「介護支援専門員更新研修手数料」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

イ 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の実務に従事した経験を有しない者 一万五千元

ロ 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の実務に従事した経験を有する者 一万円

別表第二の百七十一の二の項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる介護サービス情報の調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（二以上の調査に係る介護サービスが同一の事業所又は施設により行われている場合における手数料の金額は、当該二以上の調査に係る手数料の金額を合計した金額から一を超える調査の数に二千元を乗じて得た金額を減じた金額とする。）

イ 介護保険法第十五条の二十九第二項の規定に基づく介護サービス情報の調査（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の二十九の短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。） 一万四千元

ロ 介護保険法第十五条の二十九第二項の規定に基づく介護サービス情報の調査（イに掲げるものを除く。） 一万円

別表第三の二の項中、「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改め、同表五の項中、「介護支援専門員実務研修の実施」の下に、「同表百六十八の二の項の介護支援専門員証の交付を受けよ」とする者の再研修の実施」を加える。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十五号

山梨県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例
山梨県火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表九の項中、「一万二千元」を「一万七千元」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県高压ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十六号

山梨県高压ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県高压ガス保安法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表十三の項イ中、「一万円」を「九千元」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同項ロ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百元」を「七千九百元」に改め、同項ハ及びニ中「一万円」を「九千元」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同項ホ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百元」を「七千九百元」に改め、同表十四の項イ中「八千五百円」を「七千六百円」に、「八千元」を「七千五百円」に改め、同項ロ中「六千七百円」を「六千元」に、「六千二百円」を「五千五百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十七号

山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表二十の項中「二万三千円」を「二万七百元」に、「二万二千五百円」を「二万二百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十八号

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県薬事法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十九の項中「、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」及び「、医薬品の販売先等変更許可証」を削り、同項を同表二十八の項とし、同表三十の項中「、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」及び「、医薬品の販売先等変更許可証」を削り、同項を同表二十九の項とし、同表三十一の項を同表三十の項とし、同表三十二の項を同表三十一の項とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の山梨県薬事法関係手数料条例別表二十九の項及び三十の項の規定は、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第四条の規定により改正法第一条の規定による改正後の薬事法第三十四条第一項の卸売販売業の許可を受けた者とみなされる者に係る改正法第一条の規定による改正前の薬事法第二十六条第一項の許可の有効期間の残存期間に限り、なおその効力を有する。

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十九号

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
別表四の項を次のように改める。

四 技能検定 試験手数料	1 実技試験 全職種	一職種につき一万六千五百円（実技試験の三級を受けようとする者が高等学校に在学する者その他知事が別に定める者である場合にあっては、一万千円）
	2 学科試験 全職種	一職種につき三千百円

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

三十 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査に従事しようとする者に対する講習を受けようとする者 認知機能検査員講習手数料

別表第六の二十九の項の次に次のように加える。

三十 認知機能

講習三十分について三

検査員講習手数料	一百五十円
----------	-------

別表第十一の一の項中、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の下に「(平成十三年法律第五十七号)」を加え、「一万六千円」を、「一万三千円」に改める。

第二条 山梨県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十六号中「又は法」を「又は」に改め、同項第三十号を第三十一号とし、第十八号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 法第九十七条の二第二項第三号イ又は第四百一条の四第二項の規定による認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料

第七条第三項中「別表第六の二十一の項」を「別表第六の二十二の項」に改め、同条第四項中「別表第六の二十三の項」を「別表第六の二十四の項」に改め、同条第五項中「同項第二十五号」を「同項第二十六号」に改める。

別表第六中三十の項を三十一の項とし、二十六の項から二十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十五の項中「講習一時間について二千五百円」を「五千八百円(当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第四百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五千三百五十円)」に、「講習一時間について千五百円」を「二千三百五十円」に改め、同表中二十五の項を二十六の項とし、十八の項から二十四の項までを一項ずつ繰り下げ、十七の項の次に次のように加える。

十八 認知機能検査手数料	六百五十円
--------------	-------

別表第七備考中「別表第六の二十一の項」を「別表第六の二十二の項」に改める。別表第八備考中「別表第六の二十三の項」を「別表第六の二十四の項」に改める。

附則
この条例中第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

山梨県民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十一号

山梨県民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例
山梨県民会館設置及び管理条例(昭和三十一年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一 展覧会場三号室の項、展覧会場四号室の項及び展覧会場五号室の項を削る。別表第二 展覧会場三号室の項、展覧会場四号室の項及び展覧会場五号室の項を削る。

附則
この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十二号

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和六十二年法律第三十号」の下に「。第四条第二項において「法」という。」を加える。

第四条第一項中「三万六千円」を「五万円」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、最初の月の修学資金の貸与の額は養成施設等に入学するために必要な資金(二十万円以内の額とする。以下この項及び第八条において「入学準備金」という。)を、最後の月の修学資金の貸与の額は介護福祉士等の業務に従事するために必要な資金(二十万円以内の額とする。以下この項及び第八条において「就職準備金」という。)をそれぞれ加算した額(修学資金の貸与を受けようとする者が法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合は、入学準備金又は就職準備金のいずれかを加算した額)とすることができる。

第七条第一号中「卒業した日」の下に「(規則で定める社会福祉士にあっては、養成施設等を卒業した日の属する年度から二年度を超えない範囲内で社会福祉士試験に合格した日。次条第二号及び第三号において同じ。)」を加え、「七年間」を「五年間」に改める。

第八条中「一に」を「いずれかに」に、「に相当する期間」を「の二倍に相当する期間(第四条第二項の規定により入学準備金及び就職準備金のいずれの貸与も受けたと

きは十六月を、同項の規定により入学準備金又は就職準備金のいずれかの貸与を受けたときは八月を、「」に改め、「この期間と」を削り、「合算した」を「加算した」に改める。

附則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前に修学資金の貸与期間が経過した者については、なお従前の例による。

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十三号

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者更生施設」を「第五条第十二項の障害者支援施設」に改め、同条第二項を削る。

第二条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第五条を第六条とする。

第四条を次のように改め、同条を第五条とする。

(使用料の徴収)

第四条 知的障害児施設支援を受けた障害児(児童福祉法第二十七条第一項の規定による措置に係る者を除く。)の保護者(同法第六条の保護者をいう。次項第二号において「保護者」という。)は、児童福祉法第二十四条の第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額を使用料として納付しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額を使用料として納付しなければならない。

一 生活介護を行う事業を利用した者(知的障害者福祉法第十六条第一項の規定によ

る措置に係る者を除く。)

二 短期入所を行う事業を利用した者又は障害児(児童福祉法第二十一条の六の規定による措置に係る者を除く。)の保護者

三 施設入所支援を行う事業を利用した者(知的障害者福祉法第十六条第一項の規定による措置に係る者を除く。)

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、前二項に規定する者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができ。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(業務)

第三条 山梨県立育精福祉センターは、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。

一 知的障害児に対し、児童福祉法第七条第三項の知的障害児施設支援(第五条第一項において「知的障害児施設支援」という。)を行う事業

二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者(十八歳以上である者に限る。次号及び第四号において「知的障害者」という。)及び児童福祉法第六十三条の五の規定により障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であるとして児童相談所長が市町村長に通知した児童(第四号において「通知児童」という。)に対し、障害者自立支援法第五条第六項の生活介護(第五条第二項第一号において「生活介護」という。)を行う事業

三 知的障害者及び児童福祉法第四条第二項に規定する障害児(第五条第一項及び同条第二項第二号において「障害児」という。)に対し、障害者自立支援法第五条第八項の短期入所(第五条第二項第二号において「短期入所」という。)を行う事業

四 知的障害者及び通知児童に対し、障害者自立支援法第五条第十一項の施設入所支援(第五条第二項第三号において「施設入所支援」という。)を行う事業

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前の山梨県立育精福祉センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十五号

山梨県景観条例の一部を改正する条例

山梨県景観条例（平成二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
第十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十六号

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十二年山梨県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項イ中、「四千元」を、「三千九百元」に改め、同項口中、「五千三百円」を、「五千二百円」に改め、同表二の項中、「千円」を、「千円」に改め、同表三の項中、「二千九百円」を、「二千八百円」に改め、同表四の項及び五の項中、「千九百円」を、「千八百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月十六日から施行する。

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十七号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

（山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正）
第一条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「児童遊園」を「駐車場、児童遊園」に改める。

第五条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「家賃」の下に「及び駐車場の使用料」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「及び第三十四条」を、「第三十四条及び第四十二条」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十五条、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条並びに第四十三条において準用する第二十五条及び第三十三条の規定による使用者の決定その他の駐車場の管理に関する行為に関する業務

第三十九条を第四十八条とし、第三十五条から第三十八条までを九条ずつ繰り下げ、第三十四条の次に次の九条を加える。

（使用許可）

第三十五条 駐車場（省令第十九条第六号の駐車場をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用者の資格）

第三十六条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。

- 一 特定公共賃貸住宅の入居者であること。
- 二 特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- 三 第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

（使用の申込み及び決定）

第三十七条 前条に規定する使用者の資格を有する者であつて駐車場を使用しようとするものは、指定管理者に駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の申込みをした者の中から駐車場の使用者を決定し、その旨を使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に通知するものとする。

（使用者の選定）

第三十八条 指定管理者は、使用の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の駐車台数を超える場合においては、抽選により使用者を選定するものとする。

（使用の手続）

第三十九条 使用決定者は、その決定の通知があつた日から十日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- 一 賃貸借契約書を提出すること。
- 二 第四十一条第一項に規定する保証金を納付すること。

2 指定管理者は、使用決定者が前項各号に掲げる手続をしたときは、当該使用決定者に対して、速やかに、駐車場の使用を開始することができる旨を通知しなければならない。

3 指定管理者は、使用決定者が正当な事由によらないで第一項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続をしないときは、使用の決定を取り消すものとする。
(使用料の決定及び変更)

第四十条 駐車場の毎月の使用料は、駐車場に係る償却費、修繕費、管理事務費及び地代並びに近傍同種の駐車場の使用料を勘案して知事が定めるものとする。
2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を変更することができる。
一 物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるとき。
二 近傍同種の駐車場の使用料との均衡上必要があると認めるとき。
三 駐車場の改良を行ったとき。

(保証金)
第四十一条 知事は、使用決定者から駐車場の使用の決定があつた時における使用料の三月分に相当する金額を保証金として徴収するものとする。
2 前項に規定する保証金は、使用者が駐車場を明け渡したときは、無利息でこれを還付する。ただし、使用料の滞納その他の債務の不履行があるときは、知事は、当該債務の額の内訳を明示し、保証金のうちからこれを控除するものとする。
(使用許可の取消し等)

第四十二条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第三十五条の許可を取り消し、又は当該使用者に対し、駐車場の明渡しを請求するものとする。
一 不正の行為によつて使用許可を受けたとき。
二 使用料を三月以上滞納したとき。
三 正当な事由によらないで十五日以上駐車場を使用しないとき。
四 第三十六条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。
五 前各号に該当する場合のほか、指定管理者が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに、当該駐車場を明け渡さなければならない。
3 知事は、指定管理者が第一項の規定による明渡しの際の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から明け渡した日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

できる。
(準用)
第四十三条 駐車場の管理については、第十六条、第二十五条、第二十六条及び第三十三条の規定を準用する。この場合において、第十六条第一項中「第十四条第二項の入居可能日」とあるのは、「第三十九条第二項の駐車場の使用を開始することができる日」と、「第三十四条」とあるのは、「第四十二条第一項」と、同条第四項中「第三十三条」とあるのは、「第四十三条において準用する第三十三条」と、「立ち退いた」とあるのは、「明け渡した」と、「第二十五条中「不在にする」とあるのは、「使用しない」と読み替えるものとする。

(山梨県管住宅設置及び管理条例の一部改正)
第二条 山梨県管住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七章 補則(第五十五条 第六十一条)」を「第七章 駐車場の管理(第五十五条 第六十四条)」に改める。
第七十一条 「」に改める。
第四十三条中「第五十九条」を「第六十九条」に改める。
第四十九条中「第五十六条から第五十八条」を「第六十六条から第六十八条」に改める。
第五十一条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「家賃」の下に「及び駐車場の使用料」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 駐車場の使用者の決定その他の駐車場の管理に関する行為に関する業務
第五十三条中「第五十五条及び第五十九条」を「第六十五条及び第六十九条」に、「第五十六条第一項並びに第五十七条」を「第五十五条、第五十七条第二項、第五十八条、第五十九条(第一項を除く)」、第六十三条(第二項を除く)」、第六十六条第一項並びに第六十七条」に、「並びに第四十条第一項」を「、第四十条第一項、第五十五条、第五十七条第二項、第五十八条、第五十九条(第一項を除く)」並びに第六十三條第一項」に改め、「第四十条第三項及び第四項」の下に「並びに第六十三條第三項」を加え、「第五十六条第一項中」を「第六十六条第一項中」に、「第五十七条中」を「第六十七条中」に、「(第五十九条)」を「(第六十九条)」に改める。
第六十一条を第七十一条とし、第六十条を第七十条とする。
第五十九条第二項中「及び第七章」を「、第七章及び第八章」に、「第五十五条」を「第六十五条」に、「並びに第三十四条」を「、第三十四条、第五十五条、第五十

七条第二項、第五十八条、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十三条第一項に改め、「が同項」との下に、「第六十二条第三項中「知事は」とあるのは「知事は、管理代行者の長が」とを加え、同条を第六十九条とし、第五十八条を第六十八条とする。

第五十七条中「第五十九条」を「第六十九条」に改め、同条を第六十七条とし、第五十六条を第六十六条とし、第五十五条を第六十五条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 駐車場の管理

(使用許可)

第五十五条 駐車場(公営住宅法施行規則第一条第六号の駐車場をいう。以下この章において同じ。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第五十六条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 県営住宅の入居者(第四十一条第一項の規定による許可を受けた社会福祉法人等及びみなし特定公共賃貸住宅の入居者を含む。以下この章において同じ。)であること。

二 県営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

三 第四十条第一項各号(第六号を除く。)のいずれにも該当しないこと。

(使用の申込み及び決定)

第五十七条 前条に規定する使用者の資格のある者が駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定したときは、その旨を当該使用者として決定した者(以下「使用決定者」という。)に通知するものとする。

(使用者の選考)

第五十八条 知事は、前条第一項の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の駐車台数を超える場合においては、知事の定めるところにより、公正な方法で選考し、当該駐車場の使用者を決定する。

(使用の手続)

第五十九条 使用決定者は、使用決定の通知があつた日から十日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

一 賃貸借契約書を提出すること。

二 第六十二条第一項に規定する保証金を納付すること。

2 知事は、使用決定者が前項各号に掲げる手続をしたときは、当該使用決定者に対して、速やかに、駐車場の使用を開始することができる日を通知しなければならない。

3 知事は、使用決定者が第一項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続をしないときは、使用の決定を取り消すことができる。

(使用料の決定及び変更)

第六十条 駐車場の毎月の使用料は、駐車場に係る償却費、修繕費、管理事務費及び地代並びに近傍同種の駐車場の使用料を勘案して知事が定めるものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を変更することができる。

一 物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるとき。

二 近傍同種の駐車場の使用料との均衡上必要があると認めるとき。

三 駐車場の改良を行ったとき。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第六十一条 知事は、使用者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている場合その他の規則で定める特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。

(保証金)

第六十二条 知事は、使用決定者から駐車場の使用の決定があつた時における使用料の三分分に相当する金額を保証金として徴収する。

2 前項の保証金は、使用者が駐車場を明け渡したときは、無利息でこれを還付する。ただし、未納の使用料又は損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれらを控除した額を還付する。

3 前条の規定は、第一項の保証金について準用する。

(使用許可の取消し等)

第六十三条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第五十五条の許可を取り消し、又は当該使用者に対し、駐車場の明渡しを請求することができる。

一 不正の行為によつて使用許可を受けたとき。

二 使用料を三月以上滞納したとき。

三 正当な事由によらないで十五日以上駐車場を使用しないとき。

四 第五十六条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。

五 前各号に該当する場合のほか、知事が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた者は、速やかに、当該駐車場を

明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項の規定による明渡しを請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(準用)

第六十四条 駐車場の管理については、第十七条、第二十三条、第二十四条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、第十七条第一項中「第十一条第二項の入居可能日」とあるのは、「第五十九条第二項の駐車場の使用を開始することができる日」と、「第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による明渡しを請求があつたときは当該明渡しの日」として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日。第四十条第一項とあるのは「第六十三条第一項」と、同条第四項中「第三十九条」とあるのは「第六十四条において準用する第三十九条」と、「立ち退いた」とあるのは「明け渡した」と、第二十三条中「不在にする」とあるのは「使用しない」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十八号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例を次のように改正する。

第二条の表二の項中「富士吉田市を除く。」を削り、同表四の項中「増穂町」を「増穂町 身延町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の表二の項及び四の項の上欄に掲げる

事務に係る文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)、文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)、山梨県文化財保護条例(昭和三十二年山梨県条例第二十九号)若しくは同条例の施行のための教育委員会規則(以下「法律等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の前日に法律等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表二の項及び四の項の下欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、当該市町村の教育委員会とした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十九号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十号

山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例

(山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の廃止)

第一条 山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十号)は、廃止する。

(専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の一部改正)

第二条 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例(平成十九年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び甲斐市」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立農業大学校(以下この項及び次項において「大学校」という。)は、第一条の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日に大学校に在学する者が大学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の場合における大学校の授業料については、第一条の規定による廃止前の山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。